

## 第 2 編 原子力災害事前対策

原子力災害事前対策は、原子力災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、原子力防災に関する施設の整備点検及び物資・資機材の備蓄、整備、点検並びに原子力防災訓練等について定め、その実施を図るものとする。

### 第 1 章 発電所における予防措置等の責務

【原子力安全対策課、四国電力㈱】

#### 2-1-1 発電所における安全確保

原子力事業者は、原子炉等規制法等関係法令並びに県及び伊方町との間で締結している安全協定及び県と八幡浜市、大洲市、西予市との間で交わしている覚書を遵守し、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

#### 2-1-2 発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、万が一の原子力災害の発生に備え、原災法等に基づき、あらかじめ、防災組織を定め、必要な要員を確保するなど、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、原子力発電所に入出入りする業者等を含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、重点市町及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図り、原子力防災体制の整備に万全を図るものとする。

#### 2-1-3 発電所における立入検査の実施等

県及び伊方町は、国と連携して、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるとともに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、原災法第 3 2 条の規定に基づき適時適切に立入検査を実施するものとする。

立入検査の実施に当たっては、知事又は町長から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行うものとする。

また、国は、原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行う。

## 第2章 災害応急体制の整備

### 【原子力安全対策課、四国電力㈱】

国、県、関係機関、原子力事業者等は、平常時から原子力災害時に備えた防災体制の整備を図るとともに、緊急時における迅速かつ円滑な応急体制が図られるよう、各機関の連携を日頃から密にしておくものとする。

#### 2-2-1 原子力事業者の防災体制の整備

- (1) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力防災組織を設置し、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止、放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員について、原子力事業所の規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。
- (2) 原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。  
また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくものとする。
- (3) 原子力事業者は、原子力事業所に原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。  
その際、地域防災計画との整合性を保つ観点から、作成又は修正しようするときはあらかじめ県及び伊方町と誠実に協議するものとする。
- (4) 原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器、その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制を、あらかじめ整備するものとする。
- (5) 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努めるものとする。
- (6) 原子力事業者は、原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県及び伊方町に届け出るものとする。
- (7) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練を行ったときは、県と伊方町に書面により報告するものとする。
- (8) 原子力事業者は、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、県、重点市町と協議した上で、原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を選定しておくものとする。
- (9) 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子

カレスキュー部隊」という。)を整備するとともに、その能力を向上させるものとする。

また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要な資機材(ロボット等)の整備を行うものとする。

## 2-2-2 県、重点市町及びその他の市町の防災体制の整備

- (1) 県及び重点市町は、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策を定めた地域防災計画(原子力災害対策編)を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、緊急事態応急対策に係る活動体制、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について徹底を図っておくものとする。
- (2) 県及び重点市町は、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故等の連絡体制、防災対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。
- (3) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より、国の上席放射線防災専門官(伊方担当)と密接な連携を図るものとする。また、重点市町も県を通じて、上席放射線防災専門官(伊方担当)と密接な連携を図るものとする。
- (4) 県は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。
- (5) 県は、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の修正について意見を求められた場合は、伊方町を除く重点市町の意見も求めるものとする。
- (6) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届出、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出があった場合、伊方町を除く重点市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。
- (7) その他の市町は、原子力災害発生時における広域避難者の受入れに必要な体制、手順等を整備しておくものとする。
- (8) 県、重点市町及びその他の市町は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (9) 県は、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。

### 2-2-3 国との連携による防災体制の整備

- (1) 県は、国及び重点市町と連携し、原子力災害合同対策協議会を組織し、国、県、重点市町及び原子力事業者等の関係者が一堂に会し、情報の共有化を図り、関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を、地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (2) 県は、国と連携し、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。
- (3) 国は、県等が行う情報の収集及び応急対策に係る指導・助言等を行うため、原子力防災専門官をオフサイトセンターに配置する。
- (4) 国、県、重点市町及び原子力事業者等は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故においても継続的に活動することのできるよう、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。また、オフサイトセンター派遣職員の予備的な交代要員を確保しておくものとする。
- (5) 国は、オフサイトセンター運営要領及び機能班活動マニュアルを整備するとともに、平常時から訓練等に活用するものとする。
- (6) 県は、国と連携し、オフサイトセンターが被災した場合の代替施設をあらかじめ複数定めるものとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (7) 国（内閣府）は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国（内閣府、関係省庁）は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段的確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。
- (8) 国（内閣府、関係省庁）、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求めため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

## 第3章 通信連絡体制の整備

### 【防災危機管理課、原子力安全対策課、デジタルシフト推進課、広報広聴課、四国電力㈱】

県、重点市町、関係機関及び原子力事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、各関係機関相互及び住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実を図るため、通信連絡体制の整備を図るものとする。

#### 2-3-1 通信連絡網の整備

国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において、各機関内部及び各機関相互間並びに対住民等への迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を円滑に行うため、平常時から次の通信連絡設備等を維持・整備するとともに機器等の耐震化や浸水に対する対応を考慮した非常用電源設備（補充用燃料や予備電源を含む）、通信回線の多重化を含めた必要な通信手段の整備、整備機器の保守点検及び操作の徹底理解に努めるものとする。

##### (1) 県

- ア 国・県・重点市町・関係機関・対策拠点施設の間を結ぶ電話・ファクシミリ等の専用回線網（地上系・衛星系）
- イ 国・県・重点市町・原子力事業者の間を結ぶテレビ会議システム（地上系・衛星系）
- ウ 県・重点市町・関係機関・原子力事業者の間を結ぶ県防災通信システム（地上系）
- エ 県・重点市町・関係機関の間を結ぶ県防災通信システム（地上系・衛星系）
- オ 国・県・オフサイトセンターを結ぶ衛星固定電話の設備
- カ 原子力災害時における緊急事態応急対策要員の緊急呼出し用携帯電話
- キ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

##### (2) 重点市町

- ア 防災行政無線（移動系、同報系）
- イ 消防無線
- ウ 携帯電話会社が提供する緊急速報メール
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

##### (3) 原子力事業者

- ア 原子力発電所と県、伊方町をそれぞれ電話・ファクシミリで結ぶ有線専用回線
- イ 国、県、重点市町及び関係機関への一斉ファクス（NTT一般回線を使用）
- ウ 原子力事業者内部を専用回線で結ぶ保安電話、PHS等の社内通信施設
- エ その他災害時に有効な携帯電話、衛星電話等の移動通信系等

#### 2-3-2 通信連絡体制の確立

- (1) 各機関は、原子力災害時における各機関内部並びに各機関相互間の迅速かつ的確な通信連

絡を確保するため、定期的に通信連絡訓練等を実施し、操作演習と通信連絡設備等の適正管理に努めるものとする。

また、各機関は、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討し、愛媛県非常通信協議会との連携に努めるとともに、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、孤立防止対策用衛星電話等の配備について確認し、その取扱い、運用方法等の習熟に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- (2) 県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目などに係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関に周知する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

- (3) 県、重点市町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。

- (4) 原子力事業者は、迅速かつ的確な情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる防災要員をあらかじめ指定しておくなど、通信連絡体制の整備を推進するものとする。

### 2-3-3 災害時における放送要請に関する協定

県は、原子力災害時において、災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の住民等に対する受伝達の迅速・確実を図るため、災害対策基本法に基づき、日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛の間とそれぞれ災害時における放送要請に関する協定を締結するとともに、災害時における住民広報等、発電所周辺地域の住民等に対する情報活動を強化するため、一般財団法人八西CATVとも災害時における放送要請に関する協定を締結しており、今後ともこれら協定に基づく放送要請の運用方法等の習熟に努める。

#### 2-3-4 住民等に対する情報伝達体制の整備

- (1) 県は、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について整理するものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (3) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び重点市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係の協力の下、コミュニティFM放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、スマートフォン向けアプリ、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 第4章 環境放射線モニタリング体制の整備

### 【原子力安全対策課、四国電力㈱】

国、県、重点市町及び原子力事業者は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

#### 2-4-1 環境放射線モニタリング資機材等の整備

- (1) 県は、平常時及び緊急時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、平常時から次の環境放射線モニタリング資機材等を整備・維持管理するものとする。
  - ア 固定観測局（モニタリングステーション、モニタリングポスト）
  - イ 通信機能付き電子線量計
  - ウ 大気中放射性物質濃度観測局（ダストモニタ、大気モニタ、ヨウ素サンブラ）
  - エ 可搬型モニタリングポスト
  - オ モニタリングカー
  - カ 環境放射線監視テレメータシステム
  - キ ゲルマニウム半導体検出器
  - ク その他環境モニタリングに必要な資機材（ガンマ線サーベイメータ、積算線量計等）
- (2) 国（原子力規制委員会等）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子力災害時に現地に派遣する緊急時モニタリング要員等が持参する資機材等を常時整備・維持管理するものとする。
- (3) 原子力事業者は、モニタリングステーション及びモニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、積算線量計、ダストサンブラ、ヨウ素サンブラ等必要な測定用資機材を常時整備・維持管理するものとする。

#### 2-4-2 環境放射線モニタリング体制の整備

- (1) 平常時モニタリング（空間放射線量率、大気中の放射性物質の濃度、環境試料中の放射性物質の濃度の測定等）については、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への評価に資する観点から、国の技術的支援の下、県及び原子力事業者が実施するものとする。
- (2) 緊急時モニタリングについては、国（原子力規制委員会、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置され、原子力規制委員会、関係省庁、県、重点市町及び原子力事業者等が連携して実施するものとする。また、国は、緊急時モニタリングセンターと原子力災害現地対策本部が緊密に連携できるよう、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、地方公共団体等との情報共有のために必要な通信機器等を整備し、県はその体制整備に協力するものとする。



- (3) 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、重点市町、関係機関及び原子力事業者と協力して、緊急時モニタリングの体制等を定めるため、「緊急時モニタリング計画」を策定するものとする。
- (4) 国、県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、平時から定期的な連絡会や操作訓練、操作講習会等を実施し、意思疎通を深めるほか、操作方法の習熟と資機材を適正に管理することにより、測定方法の質の維持・向上等に努めるものとする。
- (5) 国（原子力規制委員会等）は、関係する地域の緊急時モニタリング計画を参照し、緊急時に直ちに緊急時モニタリング実施計画を策定できるように情報収集等の準備を行うとともに、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初動対応や、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えた要員や資機材の動員計画をあらかじめ作成するほか、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備する。
- (6) 県は、緊急時モニタリングに対応できるよう必要な人員等をあらかじめ定めておくものとする。
- (7) 原子力事業者は、モニタリングステーション及びモニタリングポストのほか、排気筒モニタ、ガンマ線サーベイメータ、中性子線サーベイメータ、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備し、放射線量の測定及びその他の異常事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。
- また、自らもモニタリングを行うとともに、国等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。
- (8) 県は、国と連携し、モニタリング情報共有システムを整備、維持するものとする。

## 第5章 災害警備計画の策定

### 【県警本部】

県警察は、原子力災害の発生に際し、原子力事業者との連絡や災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、警察本部、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署及び伊予警察署それぞれにおいて災害の広域化や長期化に対応した原子力災害警備計画を策定するものとする。

#### 2-5-1 災害警備計画に盛り込む事項

- (1) 関係機関との相互連絡（連携）体制の確立
- (2) 緊急時における連絡体制の整備
- (3) 警備体制の整備と確立
- (4) 装備資機材の整備充実
- (5) 教養の推進と訓練の実施
- (6) 交通規制と緊急交通路の確保
- (7) 周辺住民等への情報の伝達及び広報活動
- (8) 屋内退避、避難誘導等の防護活動
- (9) 立入禁止区域等の警戒活動
- (10) 警備業協会との協定による交通誘導及び警戒活動

## 第6章 原子力災害医療体制の整備

### 【医療対策課、県立病院課、四国電力㈱】

国、県、その他関係医療機関等は、原子力災害医療を実施するため、災害の広域化や長期化を想定した原子力災害医療体制を整備する。

#### 2-6-1 原子力災害医療体制の整備

- (1) 県は、実効的な原子力災害医療が実施されるよう、国、市町、医療機関、原子力事業者等関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 県は、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び県等が行う原子力災害対策に協力する原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）について指定又は登録するとともに、平時から拠点病院、協力機関等との情報交換、研修、訓練等を通じて、原子力災害時に適時適切に対応できるように努めるものとする。医療関係機関等を積極的に関与させ、体制を構築するよう努めるものとする。あわせて、拠点病院等の協力を得て、関係者に対して原子力災害に関する知識等の普及と理解の増進に努めるものとする。
- (3) 国は、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行うとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う原子力災害医療・総合支援センター及び拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援や高度専門教育研修等を行う高度被ばく医療支援センターについて指定し、平時から両センターとの情報交換等を行うとともに、両センターを通じて、立地道府県等や拠点病院等への支援を行うものとする。また、原子力災害時には適時適切に両センターが対応できるように支援するものとする。
- (4) 県は、拠点病院、協力機関、原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとの緊密な連携により原子力災害医療体制の強化を図るとともに、県外原子力災害医療機関等との連携強化に努めるものとする。
- (5) 県は、原子力災害時における救護所等への医療従事者等の派遣体制を整備するため、必要に応じて関係機関と、災害時の医療救護に関する協定を締結するものとする。
- (6) 県は、原子力災害医療活動の手順等を示した原子力災害医療活動実施要領を策定するものとする。
- (7) 県は、原子力災害医療に係る訓練、研修等の実施や、国、原子力関係機関等が実施する研修等に被ばく医療に従事する医師等の参加を推進するなどにより、人材の育成・確保に努めるものとする。
- (8) 国及び県は、原子力災害医療派遣チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (9) 県及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療の迅速かつ的確な実施を確保するため、定

期的に医療資機材の操作訓練、講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

- (10) 県は、原子力災害時の医療機関、消防機関等関係機関間における連絡、情報の収集・提供・共有を円滑に行うため、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の整備及び平常時からの活用を努めるものとする。
- (11) 県は、国（原子力規制委員会、内閣府）の支援や協力機関、原子力事業者、拠点病院、高度被ばく医療支援センターの等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材の確保・整備、測定、評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民の被ばく線量体制を整備するものとする。

## 2-6-2 原子力災害医療資機材等の整備

- (1) 県、重点市町、日本赤十字社、原子力災害医療機関及び原子力事業者は、国の情報提供等による協力のもと、それぞれの役割に応じ、原子力災害医療を実施するため、放射線測定機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備・維持管理を行うものとする。
- (2) 県は、原子力災害医療が実施できるよう、平常時から次の資機材等を整備・維持管理する。
- ア 医療活動用サーベイメータ
  - イ 内部被ばく検査用ホールボディカウンタ
  - ウ 甲状腺モニタ
  - エ 放射能除染室
  - オ 除染キット等関連資機材
  - カ 被ばく者（異常被ばく又は放射線物質による身体汚染を伴う者又はそのおそれのある者）治療用無菌室
  - キ その他必要な資機材

- (3) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を備蓄するほか、散剤からの調製に必要な資機材等を整備する。

また、PAZについては、全面緊急事態に至った場合、避難と同時に安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、県は、伊方町と協力の上、事前に住民に配布することができる体制を整備する。UPZにおいては、EALの設定内容に応じてPAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等において、県が安定ヨウ素剤の事前配布を必要と判断する場合は、重点市町と協力の上、事前に住民に配布することができる体制及び緊急時に住民等に対して安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する。

安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、重点市町と協力の上、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行い、説明事項を記した説明書を付して必要量のみ配布するものとする。なお、配布に際しては、調査票や問診等により服用を優先すべき対象者等の把握に努めるものとする。

県は、重点市町と協力の上、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。また、事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。

県は、重点市町と協力の上、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

なお、県は、平常時及び緊急時の安定ヨウ素剤の配布手順などを明確にしておくものとし、重点市町等が日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

## 第 7 章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

### 【消防防災安全課、原子力安全対策課、医療対策課、自衛隊、四国電力㈱】

県、重点市町、関係機関、原子力事業者は、緊急時や災害の長期化などに備え、災害対策活動を円滑に実施するため、原子力防災対策上必要とされる防護資機材等の整備・維持管理を行うものとする。

また、県及び重点市町等関係機関は、緊急時モニタリング活動、避難者の誘導、救出、原子力災害医療、広報等各種緊急事態応急対策に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全確保のため、平常時から相互に密接な情報交換を行い、防災資機材の整備等に努めるものとする。

#### 2-7-1 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備

(1) 県は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材、また、住民避難誘導等に必要な資機材等を整備・維持管理するものとする。

ア 防護服、マスク等の保護具類

イ デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器

ウ 広報車、輸送車両、拡声器等の住民避難誘導用資機材

エ その他原子力緊急事態応急対策に必要な資機材

(2) 原子力事業者は、原子力緊急事態応急対策を行う防災要員の安全を確保するため、汚染防護服、防護マスク、除染設備等放射線防護用器具の配備や応急措置の実施に必要な救急救助用資機材を整備するとともに、国、県、重点市町及び他の原子力事業者の実施する原子力緊急事態応急対策に対し、必要に応じて、除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど、相互に協力するものとする。

また、原子力事業者は、防災関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

(3) 国、重点市町、関係機関は、原子力緊急事態応急対策に必要な資機材を整備・維持管理する。

#### 2-7-2 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等

国、県、重点市町、関係機関、原子力事業者は、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正管理に努めるものとする。

## 第8章 避難収容活動体制の整備

【原子力安全対策課、私学文書課、保健福祉課、医療対策課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、保健体育課、県立病院課】

県は、重点市町の区域を越えて広域避難を円滑に行うため、広域避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

重点市町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

重点市町は、避難計画の作成に当たり、関係機関と調整の上、あらかじめ指定避難所、避難経路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図るものとする。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時から市町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

### 2-8-1 指定避難所等の指定

(1) 市町は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により、避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

イ 指定避難所については、避難者の感染予防や良好な避難所生活に必要な面積を可能な限り確保するために適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等

を指定するものとする。また、指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

ウ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(2) 県は、市町に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。

また、県は、市町と連携し、指定避難所及び避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定めるものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう市町に助言するものとする。

(3) 県及び市町は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 2-8-2 避難経路の指定

(1) 県は、県警察及び関係機関と連携し、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、広域避難計画においてあらかじめ複数の広域避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

(2) 重点市町は、原子力災害時の風向等の気象条件に応じて、避難計画においてあらかじめ複数の避難経路を選定し、円滑に利用できるよう整備する。

ア 避難経路は、バス等の大型車両が通行可能な幅員を有するものとする。

イ 避難経路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

エ 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

## 2-8-3 指定避難所等の設備及び資機材の配備

重点市町は、避難及び指定避難所等に必要な次の設備及び資機材を、要配慮者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮の上あらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備、輸送できるよう準備しておくものとする。

(1) 通信機材（衛星携帯電話等）

(2) 放送設備

(3) 照明設備（非常用発電機を含む。）

(4) 食料、飲料水、常備薬

(5) 炊き出しに必要な機材及び燃料



- (6) 給水用機材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設便所（洋式トイレ）
- (11) マット、簡易ベッド、毛布
- (12) 防疫用資機材
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) テレビ、ラジオ、空調設備
- (16) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等
- (17) マスクや消毒液等の衛生資機材
- (18) その他必要と思われる資機材

また、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努めるものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備に努めるものとする。

#### 2-8-4 避難計画

##### (1) 広域避難計画

ア 県は、市町と連携し、市町の区域を超えて避難する場合における避難先の調整や輸送手段の確保について、広域避難計画を作成する。

イ また、広域避難計画の作成に当たり、避難先からの新たな避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、関係機関と調整の上、避難先の地域コミュニティの維持に着目し、同一地区を同一地域にまとめて指定するよう努めるものとし、併せて関係機関と協力して、避難の長期化に対応した、物資の確保、治安、環境衛生の維持を図るものとする。

ウ 県は、県警察及び関係機関と協力し、重点市町に対し、あらかじめ住民が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制等、複数のパターンの行動計画の作成について支援するものとする。

エ 県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

オ 県及び重点市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

カ 重点市町は、庁舎が避難対象地域に含まれることとなる場合に備え、受入可能市町と調

整し、行政拠点の移転場所の候補地をあらかじめ選定する。県は、行政拠点の移転場所の選定に当たり、協力を行う。

キ その他の市町は、広域避難計画に基づく広域避難者の受入れについて、計画に定めておくものとする。

## (2) 重点市町の避難計画

重点市町は、避難先において、応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、あらかじめ計画を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。

重点市町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図るものとする。

ア 指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口

イ 指定避難所等への経路及び誘導方法

ウ 避難に際しての注意事項

エ 指定避難所等の開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

オ 指定避難所等の管理に関する事項

(ア) 指定避難所等における住民登録の実施

(イ) 避難収容中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(エ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(オ) 避難住民に対する相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

## (3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、工場、地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、多数の避難者の集中や混乱にも配慮し、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の

実施方法について定める。

## 2-8-5 避難行動要支援者名簿の作成等

県、重点市町及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者及び観光や仕事での一時滞在者等の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、市町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

なお、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

### 1 県の活動

(1) 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うものとする。

また、県は、市町が設置する福祉避難所の運営訓練や物資配備等に必要な支援に努めるものとする。

(2) 県は、国の協力のもと病院等医療機関の入院患者等の避難に備え、関係機関と連携し、転院先の調整方法について、あらかじめ定めておくものとする。

### 2 重点市町の活動

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

ア 重点市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ 重点市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

ウ 重点市町は、市町地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の

避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ 重点市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 重点市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 重点市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 重点市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### (2) 緊急連絡体制の整備

重点市町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成するものとする。

#### (3) 避難体制の確立

重点市町は、避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておくものとする。

また、指定避難所等や避難経路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮するものとする。

#### (4) 防災教育・訓練の充実

重点市町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や原子力防災訓練の充実強化を図るものとする。

#### (5) 一時滞在者への配慮

重点市町は、観光や仕事等での一時滞在者の安全確保にも十分配慮するものとする。

### 3 社会福祉施設等管理者の活動

#### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

#### (2) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

#### (3) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設等管理者は、重点市町の協力を得て、原子力災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

#### (4) 物資等の備蓄

社会福祉施設等管理者は、原子力災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

#### (5) 避難計画の作成

社会福祉施設等管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

### 4 病院等医療機関管理者の活動

#### (1) 組織体制の整備

病院等医療機関の管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携を図りながら原子力災害時の協力体制づくりに努めるものとする。

#### (2) 避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、県、重点市町、その他の市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持の方法等について、避難計画を作成するものとする。

## 第9章 緊急物資の確保

【防災危機管理課、原子力安全対策課、交通政策室、航空政策室、環境政策課、医療対策課、経営支援課、四国経済産業局】

国、県、重点市町等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるものとする。

### 2-9-1 食料及び生活必需品等の確保

国、県、重点市町等の防災関係機関は、原子力災害が発生した場合の県民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行うほか、県民においても、自主的に食料等の備蓄に努めるものとする。

#### 1 四国経済産業局の活動

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供を行う。
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等と調整し、情報提供を行う。

#### 2 県の活動

- (1) 県は、民間業者と協定を締結し、緊急援護物資の流通備蓄を行い、原子力災害発生時、重点市町が行う被災者援護等を支援する。
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量調査を定期的実施する。
- (3) 県内における緊急物資調達計画を策定し、大量調達が可能な大手小売業者等及び製造業者を中心に、知事との間に調達に関する協定を締結する。
- (4) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。
- (5) 流通在庫のない緊急物資備蓄を検討する。
- (6) 重点市町及びその他の市町が行う緊急物資の備蓄を推進する。
- (7) 緊急物資の拠点施設に運送事業者等の施設活用を検討する。
- (8) 県民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。

#### 3 重点市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や一時滞在者等に対する食料の最低限の備蓄をしておくものとする。
- (2) 重点市町における緊急物資流通在庫調査を実施する。
- (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部を備蓄しておくものとする。
- (4) 重点市町内における緊急物資調達及び分配計画を策定する。
- (5) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等を検討する。
- (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導を行う。

- (7) 給食計画を策定する。

#### 4 県民の活動

- (1) 屋内退避に備え、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動を推進する。
- (4) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

### 2-9-2 飲料水等の確保

#### 1 県の活動

- (1) 食料及び生活必需品等と同じく緊急援護物資備蓄の一環として、県は民間業者と協定を締結し、流通備蓄を行う。
- (2) 県民及び重点市町が実施する水の確保対策の啓発・指導を行う。

#### 2 重点市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

#### 3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
  - ア 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。  
(うち3日分程度を非常持出用として準備)
  - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。
  - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成するものとする。
  - イ 原子力災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

### 2-9-3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を県内5箇所保健所に分散備蓄するほか、救護班及び原子力災害医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資

- の確保に関して、関係機関と連携の上、流通在庫の調達に努める。
- (2) 重点市町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。



## 第 10 章 緊急輸送路の確保体制の整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、交通政策室、航空政策室、漁港課、道路維持課、港湾海岸課、県警本部】

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

県及び県警察は、国、重点市町及びその他の市町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

### 2-10-1 県の活動

- (1) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るものとする。
- (2) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

### 2-10-2 県警察の活動

- (1) 県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき社団法人愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施するものとする。
- (2) 県警察は、警察庁と協力し、PAZ及び予防避難エリアなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。

## **第 1 1 章 飲食物の出荷制限及び摂取制限**

**【原子力安全対策課、環境政策課、薬務衛生課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、水産課】**

### **2 - 1 1 - 1 県の活動**

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限及び摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

県は、重点市町に対し、飲食物の出荷制限及び摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

## 第 1 2 章 防災知識の普及

### 【原子力安全対策課、私学文書課、社会教育課、保健体育課】

県、重点市町及び関係機関は、各所属職員をはじめ、県民等に対し災害予防又は災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 2-12-1 県の活動

県は、防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

##### 1 県職員に対する教育

県は、職員に対し、的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター等が実施する原子力防災に関する研修会等への職員の派遣ほか、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修の開催等により防災教育を実施するなど、次の事項について、教育を行い、原子力防災に関する職員の資質向上に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）と県の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知するものとする。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行うものとする。

##### 2 教職員及び児童生徒に対する教育

県教育委員会は、重点市町の市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）をもとに、防災に関するマニュアル及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めた学校安全計画を策定する。

県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう働きかけるとともに、情報提供等に努

める。

なお、県は、原子力災害時における児童生徒等の避難誘導が迅速かつ的確に行われるよう、重点市町の小中学校、保育所等の教職員等に対し、原子力防災に関する研修会を開催し、原子力防災に関する理解の促進を図る。

### 3 県民に対する防災知識の普及

県は、原子力災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、重点市町及び教育機関等と協力し、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

#### (1) 一般啓発

##### ア 啓発の内容

- (ア) 原子力災害に関する一般的知識
- (イ) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 指定避難所等、避難路、その他避難対策に関する知識
- (キ) 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- (ク) 避難生活に関する知識
- (ケ) 要配慮者への支援に関する知識
- (コ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (サ) 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

##### イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 原子力防災訓練の実施

#### (2) 社会教育を通じた啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて原子力防災に関する知識の普及・啓発を図る。

##### ア 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

##### イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

#### (3) 各種団体を通じた啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて原子力防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における原子力防災知識の普及を促進させるものとする。

#### (4) 災害教訓の伝承

県、重点市町、その他の市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

#### (5) 人権意識の啓発

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

### 2-12-2 重点市町の活動

重点市町は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣するとともに、職員が的確かつ円滑な原子力防災対策を推進するための教育を行う。

また、住民に対し、住民自らが生命、身体又は財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

啓発内容及び方法については、おおむね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

### 2-12-3 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、公益財団法人原子力安全技術センター及び県等が実施する原子力防災に関する研修会等に職員を派遣する。

また、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する原子力防災対策について教育を行うとともに、利用者等の実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

### 2-12-4 住民及び事業者の活動

重点市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行うこととする。

重点市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう重点市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第 1 3 章 原子力防災訓練の実施

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、保健福祉課、医療対策課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、県警本部、第六管区海上保安本部、自衛隊】

放射性物質等の大量放出によって災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は重点市町の地域防災計画(原子力災害対策編)に定める原子力緊急事態応急対策及び伊方地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応を迅速かつ適切に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は現地で、総合的かつ計画的な県原子力防災訓練を実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫するものとする。特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を地域原子力防災協議会において協議する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、国が策定する訓練計画に基づき実施する国の原子力防災訓練に、県、重点市町、その他の市町、原子力事業者等は共同して参加するものとする。

### 2-13-1 県原子力防災訓練の実施

#### 1 県原子力防災訓練の実施責務又は協力

県は、国、重点市町、その他の市町及び関係機関との連携のもと、県原子力防災訓練を実施するものとする。

県原子力防災訓練の実施に当たり、原子力事業者は、これに全面的に協力するものとする。

#### 2 県原子力防災訓練の実施項目

県原子力防災訓練の実施項目は、基本的には次のとおりとすることとし、総合的に実施する訓練については、伊方地域原子力防災協議会において検討することとする。

- (1) 緊急時通信連絡訓練
- (2) 緊急時モニタリング訓練
- (3) 災害広報訓練
- (4) 災害対策本部訓練
- (5) オフサイトセンター運営訓練
- (6) 原子力災害医療活動訓練
- (7) 自衛隊等災害派遣要請訓練
- (8) 住民避難・誘導訓練
- (9) その他緊急事態応急対策に必要な訓練

### **3 県原子力防災訓練の実施方法**

県は、県原子力防災訓練を実施するに当たり、国の職員の派遣等実態に即したものとするほか、最も効果ある方法で訓練を実施するものとする。

また、重点市町は、県原子力防災訓練に住民を参加させるなど、住民の原子力防災に係る意識向上に努めるものとする。

なお、県公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

### **4 県原子力防災訓練実施後の評価等**

県は、県原子力防災訓練を実施した後、事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制の改善等に活用するものとする。

国が参加する総合的な防災訓練の際には、参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

## **2-13-2 国の実施する原子力総合防災訓練への参加等**

国は、毎年度、防災訓練の対象となる原子力事業所を定め、実施する時期、共同して訓練を行う主体、施設敷地緊急事態発生の通報、全面緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めた総合的な防災訓練の実施についての計画を策定することとされているので、県、重点市町、その他の市町、原子力事業者等は、防災訓練の対象となる原子力事業所が伊方発電所と定められた場合には、国が行う総合的な防災訓練の実施についての計画策定に共同して参画するとともに、この計画に基づいて実施される国の原子力総合防災訓練に参加するものとする。

## 第 1 4 章 原子力発電所上空の飛行規制

【大阪航空局】

### 2 - 1 4 - 1 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の飛行規制については、次の通達によるものとする。

「原子力関係施設上空の飛行規制について」(抄)

昭和 4 4 年 7 月 5 日付空航第 2 6 3 号  
運輸省航空局長から地方航空局長あて通達

- 1 施設附近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。
- 2 施設附近の上空に係る航空法第 8 1 条ただし書の許可は行わないこと。

「航空法」(抄)

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずる おそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を 受けた場合は、この限り でない。

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を 受けた場合は、この限りでない。



## 第 1 5 章 広域応援体制の整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、原子力安全対策課、医療対策課、県立病院課、県警本部、自衛隊】

県、重点市町及び関係機関は、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

### 2-15-1 他県等との広域応援体制

県は、平成13年1月31日付けで他の原子力発電所立地道府県等と締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」の適切な運用を図るとともに、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請への対応に向けて、他の都道府県等と応援協定の締結等を図り、原子力災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制を整備するものとする。

### 2-15-2 警察災害派遣隊の応援体制

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図るものとする。

### 2-15-3 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、関係消防機関及びその他の消防機関による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制の整備に努めるものとする。

### 2-15-4 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X
陸上自衛隊松山駐屯地	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	(衛星) 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

## 2-15-5 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制

国及び県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、原子力災害医療派遣チームの要請手続についてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

## **第 1 6 章 県消防防災ヘリコプターの運航**

### **【消防防災安全課】**

県消防防災ヘリコプターの運航管理体制については、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」によるものとするが、原子力災害時における運用については、特に次のとおりとする。

#### **2-16-1 原子力災害時における活動の種類**

県消防防災ヘリコプターの原子力災害時における活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態応急対策要員の輸送
- (2) 緊急事態応急対策に必要な資機材の輸送
- (3) 被ばく者及び要治療者等の救急搬送
- (4) 被災状況、緊急事態応急対策実施状況等の情報収集活動並びにヘリコプターテレビ電送システムによる同情報の伝達
- (5) その他緊急事態応急対策に必要な活動

#### **2-16-2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充**

- (1) 重点市町は、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時には臨時離着陸場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくものとする。
- (2) 県は、原子力災害時に備え、平常時から臨時離着陸場の調査を行っておくものとする。

#### **2-16-3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携**

原子力災害情報の収集・連絡及び救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

## 第 17 章 防災対策資料の整備

### 【原子力安全対策課、四国電力㈱】

県、重点市町、関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、防災対策上必要な資料を整備するものとする。

#### 2-17-1 防災対策資料の整備

##### 1 社会環境に関する資料

- (1) 周辺地域の地図
- (2) 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- (3) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、医療機関、社会福祉施設、刑務所等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- (4) 周辺地域の一般道路、高速道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- (5) ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備、滑走路の長さ含む。）
- (6) 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- (7) 医療機関の状況
- (8) 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）
- (9) 鉄道（時刻表含む。）

##### 2 放射能影響推定に関する資料

- (1) 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度）
- (2) 周辺地域の海象状況
- (3) 固定観測局等の配置図、空間放射線量率の予定測定地点図及び環境試料の予定採取地点図
- (4) 線量推定計算に関する資料
- (5) 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値）
- (6) 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- (7) 農林水産物の生産及び出荷状況
- (8) 放射線測定地点と避難等防護措置実施地区の関連付け

##### 3 原子力施設（事業所）に関する資料

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子力事業所の施設の配置図

## 2-17-2 その他原子力防災対策上必要な資料の整備

県は、国、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力防災対策上必要な資料の整備に努めるものとする。

- (1) 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- (2) 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- (3) 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- (4) 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）
- (5) 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- (6) 避難計画（地区ごとの避難計画、指定避難所等運用体制）
- (7) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リスト）

## 第 18 章 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備

【消防防災安全課、原子力安全対策課、県警本部、第六管区海上保安本部、四国電力㈱】

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者、国、県及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。

### 2-18-1 原子力事業者等の活動

- (1) 原子力事業者及び運搬者は、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。
- (2) 原子力事業者及び運搬者は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう体制の整備を図るものとする。
  - ア 国、県、海上保安部等への迅速な通報
  - イ 消火、延焼防止の措置
  - ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立入りを禁止する措置
  - エ モニタリングの実施
  - オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
  - カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
  - キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
  - ク その他放射線障害の防止のために必要な措置
- (3) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国、県、海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

### 2-18-2 国の活動

国は、関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議（施設敷地緊急事態の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、事故情報の収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表、応急対策等の危険時の措置を、原子力事業者と協力して、国及び原子力事業者が主体的に対応するために必要な体制の整備を図る。

### **2-18-3 海上保安部の活動**

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者及び運搬を委託された者と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

### **2-18-4 県及び市町の活動**

県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を実施するための体制を整備するものとする。

### **2-18-5 消防機関の活動**

消防機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### **2-18-6 県警察の活動**

県警察は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者、関係機関等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

## **第 19 章 複合災害対応に係る体制整備**

**【防災危機管理課、原子力安全対策課、医療対策課、漁港課、道路維持課、港湾海岸課、第六管区海上保安本部、自衛隊】**

原子力災害と自然災害等複数の事象に対応する必要がある場合（以下「複合災害時」という。）に備えて、必要な体制の整備を行うものとする。

### **2-19-1 複合災害に係る応急体制の整備**

- (1) 県は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数整備しておくものとする。
- (2) 県及び重点市町は、連続して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材を動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、応急体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県及び重点市町は、自然災害等への対応により要員及び資機材が不足する場合に備え広域応援体制の整備に努めることとする。

### **2-19-2 情報の収集・連絡体制の整備**

県は、複合災害時においても、国、重点市町、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段の整備に努めるものとする。

### **2-19-3 緊急時モニタリング体制の整備**

- (1) 県は、自然災害等による道路等の被災、固定観測局や資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動体制等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時においても、緊急時モニタリングに支障がないよう電源の強化、耐震性が確保された固定観測局等の整備に努めるものとする。

### **2-19-4 原子力災害医療体制の整備**

- (1) 県は、自然災害等による医師及び機器等の不足に備えて、広域応援体制の整備や搬送路、搬送手段の被災に備えた搬送体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、複合災害時の救護所運営について、自然災害等への対応と混乱が生じないように、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。



## 2-19-5 避難・退避実施体制の整備

### (1) 避難誘導計画の整備

重点市町は、避難誘導計画の作成に当たり、自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成するものとする。また、県は、作成に当たりこれを支援するものとする。

### (2) 指定避難所等の確保及び設置運営

ア 県は、重点市町やその他の市町と協力し、複合災害時の指定避難所等の確保及び設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制の整備を図るものとする。

イ 県は、広域的な避難に備え、その他の市町や他県等に対し、避難の受入体制や指定避難所の運営方法等について、あらかじめ調整を図るなど、体制の整備を図るものとする。

## 2-19-6 原子力防災に関する知識の普及啓発

県は、重点市町と協力し、複合災害時における県民の災害予防又は災害応急対応措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 2-19-7 研修及び訓練の実施

県は、原子力防災研修及び訓練を実施するに当たっては、複合災害時の対応について考慮するものとする。

## 2-19-8 緊急輸送活動体制の整備

県は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上輸送やヘリ輸送による避難等の対応がとれるよう、防災関係機関と必要な体制整備に努めるものとする。

## 2-19-9 周辺住民への的確な情報伝達体制の整備

県は、複合災害時においても、周辺及び県内外の住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備の整備に努めるものとする。

## 2-19-10 避難経路となる道路等の整備

(1) 道路管理者は、複合災害においても、防災要員の派遣、救助活動の円滑な実施及び原子力資機材等の物資輸送を行う緊急輸送道路を確保するとともに、広域避難計画に基づく円滑な避難が行えるよう、避難経路となる道路の整備や補強対策を実施する。

なお、震災点検等で対策が必要とされた橋梁、法面等について、緊急性の高い路線及び箇

所から順次、補強対策を実施する。

(2) 港湾・漁港管理者は、防災拠点となる港湾・漁港について、補強対策等を実施する。